

市内中小事業者の方へ

福利厚生充実を 支援します！



あいわーくかこがわへの加入にかかる
入会金・会費の一部を補助します

補助金額

会費は最大
30万円補助

入会金・会費の
1/2を補助

補助対象従業員数50人まで
1事業者につき1回限り

対象となる方（すべての要件を満たす方）

- ✓ 市内に本社または主たる事業所を有する中小事業者
- ✓ 令和8年4月1日以降に、市内の事業所で雇用する従業員をあいわーくかこがわに新規加入させていること
- ✓ 申請時点で加入を継続していること
- ✓ 入会金・会費を従業員に負担させず、事業者が全額負担していること
- ✓ 市税を滞納していないこと

対象となる従業員

正社員



役員



パート・アルバイト



その他市内事業所
で雇用する従業員



対象となる経費



あいわーくかこがわ
入会金



あいわーくかこがわ
会費
(入会月を含め12か月分)

申請期限

3月31日まで

申請のタイミング

あいわーくかこがわに加入し、
入会月を含め12か月以上の
会費の支払い後に申請してください
※入会申込から2年以内に
申請ください

予算について

予算の範囲内で交付します。
予算に達した場合は
受付を終了します。
※提出前に一度高砂市へ
ご相談ください。

申請の流れ

1 あいわーく
かこがわに加入
従業員を加入させます



2 入会金・会費の
支払い
入会月を含め
12ヶ月分以上



3 必要書類を
揃えて申請
必要書類をそろえて
申請してください



4 審査・交付決定
内容を審査し、
交付可否を決定します



5 補助金の振込
申請いただいた口座に
振込みます。



申請に必要な書類

提出前にご確認ください

1 加入実績及び
会費納入証明書

あいわーくかこがわに加入し、入会月を含め12ヶ月以上の会費の支払いを終えた後に、あいわーくかこがわへ発行を依頼ください

2 市内に本社または主たる事業所を
有することが分かる書類

法人

履歴事項全部証明書など

個人事業主

確定申告書など

3 市税完納証明書

法人の場合は法人のものを、個人事業主の場合は代表者個人のを添付してください

4 その他、市長が
必要と認める書類

必要に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります

必要に応じて、その他書類を提出いただく場合がございます。

申請方法

申請書類を以下の窓口に持参または郵送で提出してください。



公益財団法人 結のたかさご

〒676-0828 高砂市阿弥陀町地徳 301(市の池公園 みどりの相談所内)

TEL: 079-446-8096



申請後、交付決定までに約3週間、決定後の振り込みまでに2~3週間程度かかります。

お問い合わせ

【申請窓口】
受付・書類確認

公益財団法人 結のたかさご

TEL: 079-446-8096

【制度全般】
奨励金制度についての
お問い合わせ

高砂市 生活環境部 商工労働課

TEL: 079-443-9030

制度紹介HP

